

(当日追加)

平成 23 年 8 月 29 日

地域移行について

社会福祉法人 南風会
青梅学園・かすみの里
統括施設長 山下 望

1、東京における居住支援の必要性

障害者、特に知的障害者は、家族の支援の元に生活が成り立っている。20歳以上になり、親権者がいなくなったときに、誰がどのような形態を持って支援し、生活してもらうのかが現在の障害者自立支援法の中でも謳われてはいない。就労していくても、作業所(デイアクトティビティも含める)に通っていても何らかの生活支援を必要としています。障害者全員就学、作業所作りの運動等を頑張ってきたご家族が、高齢化をしてきてています。障害を持ったお子さんとの共同生活に破綻が見え始めています。(保護者・家族アンケート参照)平成 24 年度からの障害者福祉計画に居住支援の場の拡大が求められる。

2、現在の居住支援の場の方向性

居住支援の形態は、入所施設、共同生活介護・共同生活支援、独居、家族との共同生活の形態とあります。今後、どのような形態の支援のあり方を模索するのかが、明確ではありません。最終的には、独居形態が一番いいというのも、横暴である。まずは、いろんな生活形態から、自分の生きやすい形態を選べるようにすることが大切であると考える。

現実には、家族との共同生活が難しくなる現状では、入所型の施設をその選択肢から外すことは出来ない(都外施設も含めて)。共同生活介護・共同生活支援では、対応が難しい利用者がいます。今後、入所施設を選択肢から外して地域で暮らすを実現するためには、重支援型の共同生活介護・共同生活支援を行っていかなければならない。現状の都加算では足りない状況がある。障害の重い方は、入所施設が大きな選択肢となっていると思うが、入所施設の中で地域生活の準備をして地域での生活に移行していく実態も現在でも多く存在する。家族からの支援を急に受けられなくなるときに対応する短期入所もある程度大きな規模の共同生活介護・共同生活支援や入所施設も地域生活には重要である。

3、施設利用者の高齢化などへの対応

居宅支援の中で歴史の長い、入所施設や共同生活介護・共同生活支援でも高齢化問題は深刻であるが、各居宅でも医療ケアが必要となってきている。訪問看護等も障害者サービスの中で使えるようにしてもらいたい。そのことで、入院や入所をしないでの地域生活を続ける一つの要件となると思われる。

平成 23 年 8 月 29 日

地域移行についての考え方の整理

専門部会委員
社会福祉法人 南風会 青梅学園
統括施設長 山下 望

1、総合福祉部会 第 16 回 H23.7.26 資料 1 より

(1) 「法の理念・目的」部会作業チーム報告書
「障害者の社会生活の支援を権利として総合的に保障する法律」（案）
法の理念、目的、総則部分 より

【地域で自立した生活を営む基本的権利】

「1 障害者自らが選択した地域において自立した生活を営む権利は憲法 13 条、14 条、21 条、22 条、25 条等に基礎づけられた基本的で重要な人権であり、本法に基づき、障害者にその権利が保障される。
2 障害者は、みずから意思に基づきどこに誰と住むかを決める権利、どのように暮らしていくかを決める権利、特定の様式での生活を強制されない権利が保障される。
3 国及び地方公共団体は、障害者に対して前項の権利を保障する公的義務を有する。」

【障害の定義 規定】（定義）

この法律において「障害者」とは=「障害の範囲」作業チーム担当

【自立の定義条項】

「本法における障害者の「自立」とは、必要な支援を駆使して自己の意思で（支援を活用した自己決定を含む）主体的、自律的に社会生活を営み、自己実現をはかることという。」

【地域生活の定義条項】

「本法における「地域生活」とは、障害者が地域社会で排除、孤立、隔離されることなく他の者と自然に共存し、特定の生活様式を強制されることなく、自分の選択に基づいて普通に暮らすことをいう。」

（2）「地域移行」部会作業チーム報告書の概要

1. 地域移行の支援、並びにその法定化
(1) 「地域移行」とは何か
「地域移行」のもつ意味は、単に住まいを施設や病院から移すことではなく、障害者個々人が市民として、自ら選んだ住まいに安心して、自分らしい暮らし

を実現することである。当然、すべての障害者が、障害の程度や状況、支援の量等に問わらず、地域移行の対象となる。なお、「地域移行」は、住まいを施設や病院から地域に移すことのみではなく、家族との同居から独立し、自分の住まいを設けることも含み捉える必要がある。

(2)「特定の生活様式を義務づけられないこと」を確保するうえでの課題と地域移行の法定化について

障害者本人の意志や希望、選択が尊重される支援の仕組みと選択肢を作ることが早急に必要である。これは地域で生活する障害者についても同様である。地域移行を進めるためには、地域社会で暮らすための基盤整備が最重要課題である。入所定員や病床数の減を法定化は、それを前提としたものでなければならない。さもなくとも、家族の不安や負担を強い危険性と混乱を招きかねない。基盤整備を積極的に進めるためには、例えば、時限立法として、「障害者の地域移行を促進するための基盤整備に関する法律」の制定が望まれる。少なくとも、国としての「地域基盤整備〇ヵ年戦略」（仮称）を策定する必要がある。

(3)入所施設や病院からの地域移行に関して具体的な期限や数値目標、プログラムなどについて

期限や数値目標は、退所・退院に向けたものだけではなく、地域での資源整備計画にこそ必要である。特に、入所者・入院者に対して定期的にそのニーズを把握し、社会的入所・入院の軽減を図らなければならない。地域移行のプログラムは、入所者・入院者が自ら選ぶことを前提とし、個々人の状況に合わせ作成することが重要である。プログラムは施設や病院の職員だけではなく、外部者が関わりながら進める仕組みが必要である。

(4)地域移行を進めるためのピアサポートや自立体験プログラムなどについて

ピアサポートを地域移行推進のための重要な人的資源と位置づける必要がある。地域移行に向けた体験プログラムにはさまざまな選択肢が必要で、施設・病院と地域支援者等の連携のもとで進めるべきである。地域での体験に際して、地域の福祉サービスも利用でき、経済的に困難な人にはその費用を助成する仕組みが不可欠である。

(5)保証人を確保できず地域移行が出来ない人への対応としての公的保証人制度について

公的保証人制度は必要であり、自治体が保証人となるべきである。住居確保以外の場合は、地域支援の一部として位置づける制度が望ましい。

(6)地域移行をする人に必要な財源が給付されるような仕組みについて

経済的な支援が必要な人については、新居への入居時等にかかる費用等を支援する仕組みは重要である。これは、在宅から一人暮らし、グループホーム等に移行する障害者についても同様である。

(7)地域移行における入所施設や病院の役割、機能について

入所施設や病院と地域生活を単純に対立軸とし、その役割、機能を論ずることは妥当ではなく、また、現実的ではない。特に、濃密な医療ニーズが継続的にある人たちについては、充分な議論が必要である。入所・入院の長期化を避けるために、「個別支援計画」を充実させるとともに、セイフティネットとしてのニーズに対応できる専門的な支援機能を提供する一方、地域生活に向けた支援を強化すべきである。

2. 社会的入院等の解消

(1) 精神科病床や入所施設からの大規模な地域移行を進めるための特別なプロジェクトについて

国が特別プロジェクトとして予算を確保することが重要である。例えば、「地域基盤整備〇〇カ年戦略」のように、一定期間集中的に国が主導し取り組むことが考えられる。

(2) 現実に存続する「施設待機者」「再入院・入所」問題への取り組みについて

施設待機者は、さまざまな福祉サービス利用の待機者であるとの視点に立ち、具体的な地域基盤の整備を進めることが必要である。再入所・再入院についても、地域支援の不足・不備からくるものとして検証し、再び地域移行にむけて支援を行うことが必要である。

(3) 「施設待機者」「再入院・入所」者への実態調査とそれらのニーズ把握の具体的な取り組みについて

在宅調査とともにに入所者・入院者実態調査も重要である。施設に求める機能、地域での支援の現状や課題等を把握する必要がある。その際には、障害者本人への聴き取りを行うことが重要である。特に、全国的な調査として、地域性や地域間格差の把握が重要であり、国としての地域移行に向けた取り組みの根拠となる。

(4) 上記の調査を具体的な施策に活かすためのシステムについて

調査結果を踏まえ、「地域基盤整備〇〇カ年戦略」（仮称）などを策定し、一定期間集中的に国が主導し取り組むことが必要となる。また、上記の調査を国の定期的な調査として位置づけることで、具体的な施策を検証し、効果的な施策を講じていくことが可能となる。

(5) スウェーデンと同様に、我が国における強力なインセンティブを持った政策の必要性とその内容について

民間施設や民間病院に依存してきた我が国では、同様の取り組みは難しい面がある。市町村・都道府県が社会資源開発のための戦略を障害福祉計画等に盛り込み、国は、社会資源開発を、省庁を超えた広域事業として位置づけ推進することが求められる。地域支援の予算の大幅な増など、地域資源を飛躍的に増加することが強力なインセンティブになる。

2. 居住支援についての整理

(1) 共同生活介護（ケアホーム）ってどんなとこ？

- ・障害者が共同生活している住居において、主に夜間の入浴・排泄・食事の介護を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）ってどんなとこ？

- ・地域で共同生活を営む障害者に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行います。

(3) 施設入所支援

- ・施設に入所している人に、夜間の入浴・排泄・食事などの介護を行います。

(※WAMNET 障害者自立支援法早わかりガイドより)

◎障害者支援施設の生活ってどんな生活

- ・生活を支援してもらいながら、自己実現を目指すところ？
- ・健康管理をしてもらいながら、安全に暮らせるところ？
- ・普通の生活の場ではないところで暮らすところ？

◎普通の生活の場ってどんなところ

- ・お父さんとお母さんの部屋
- ・自分の部屋
- ・リビング・ダイニング・キッチン
- ・お風呂、トイレ、洗濯機

△それぞれ鍵などかかっていない。自由に行き来できる空間。

△お風呂にお湯が残り、洗濯機は回っている。

△冷蔵庫には食べ物が有り、包丁も干してある。

◎共同生活ってどんな生活

「二人以上の者が共同して助け合って生活すること。また、その生活。」

- ・一人でアパートで暮らす以外は、ほとんどの普通の生活が共同生活

◎普通の生活の場でない障害者支援施設

- ・厨房には、自由に入り出しが出来ない。（検便が必要）
- ・自分一人の部屋がない場合がある。
- ・お風呂場や洗濯室に鍵がかかっている場合もある。
- ・事務室やスタッフ室には基本的には入れない。

※構造化されていないと安全が保てない。

◎障害者支援施設的な支援が必要な人

- ・建物構造が構造化されていることが必要な人
- ・他の人と協力して過ごすことが苦手な人
- ・自分の体調の変化をどんな形でも表現できにくい人
- ・食べ物でない物を食べてしまう人
- ・他害自傷の激しい人
- ・自他の区別が難しい人
- ・定期的な通院が必要な人（かなり頻繁に）
- ・看護師のチェックが毎日必要な人
- ・常時見守りが必要な人
- ・意思決定に常時支援が必要な人

3、知的障害者の置かれている居住支援の現状

(1) 同居家族の支援により生活が支えられている方が多い。

重度から軽度(就労している方も)

- (2) 家族の支援が受けられなくなることで福祉サービスを使うことになる。
- (3) 独居での生活をする場合もしばらくの訓練が必要となる。(たとえば、通勤寮など)

⇒知的障害者の地域生活を考える時、家族や支援者はG H・C Hを終の棲家と捉えていいないか。通勤寮も単身生活については過去の失敗(病気、離職等)から、現在では想定も支援もしていないのが現状ではないか。単身生活についてどのように支援する仕組みを作るのか検討が必要である。

一昔前のほうが盛んだった?

- (4) 家族の高齢化や離婚などで家族の支援の受けられなくなる知的障害者が、今後急増する。
- (5) 居住支援ニーズと供給側(障害者支援施設、G H・C H、独居で居宅支援サービスを受ける)の大きな差がある。(供給側が足りない。)
- (6) 都内のサービスだけでは足りない。(30年以上前から、都外施設が作られてきた。現在、都民独占の都外施設でない都外の施設に都民である知的障害者が多く流出している。)
- (7) 障害者支援施設的な支援が必要な人に対してのG H・C Hの供給が難しい。(大きな法人で1カ所、ケアホームの費用(国費+都費)だけでは、足りず、地域の居宅支援(行動援護等)を組み合わせないと経営できない。)
- (8) 安定的な居住支援の場がなく、短期入所のたらい回しをしている現状もある。

4、東京都の福祉計画の策定に当たって 「特定の生活様式を義務づけられること」

- (1) 居住支援ニーズの調査をし、間違いの無い数を把握すること
東社協知的部会や東京都育成会さんなどと協力をし、通所施設の通所者とその家族の状況等を無記名でアンケートを行う。
- (2) G H・C Hの設置促進を今後3年間も続けていく。
その水準を維持するために、ガイドラインを作成する。
- (3) 相談支援事業所併設障害者支援施設あるいは、大型G H・C Hの建築を推奨し、短期入所や日中一時支援も行えるものを各市町村に最低1カ所建設する。(3年間(24年-26年)+3年間(27年-29年))
⇒現状は2ユニット10名(1ユニット5名×2の合算)を最大とし、それ以上は区市町村の意見と併せて協議となっている。大型のおおよその目安(12名~15名?)と必要性(運営の合理性、効率化など)について議論をしてほしい。
- (4) 相談支援事業所の充実を図る(最低1人分の人物費の東京都での保証)。
⇒指定特定相談支援(サービス利用計画作成のため)は通所系事業などに併設する型を含め増えることが見込まれる。指定一般相談支援を増やしたい思いはあるが、包括補助事業である地域移行促進事業の実施状況が悪いことも含め検証の必要あり?
指定特定相談支援は区市町村事業であるが、地方交付税を財源とする指定

特定・一般相談支援も都は区市町村事業にしてしまうのでしょうか。

- (5) 東京都民独占都外施設も東京都の有効な資源と位置づけ、周辺地域への地域以降についても承認していく（本人の選択による）。また、東京都内に戻りたい方のコーディネート機関を区市町村の上に東京都のセンター的役割として設置する。)
- (6) 独居や家族と一緒に暮らす知的障害者のために（ホームヘルパー、ガイドヘルパー、パーソナルサポート、等）の充実を図る。出来れば、都独自の加算あるいは、国へ級地加算の大幅増額要求。

5. グループホーム・ケアホーム(知的)開設が追いつかない

【B区におけるグループ・ケアホームの開設状況】 *期間は上記同H17~H21で比較

| 開設年 | H12 | H14 | H15 | H16 | H19 | 計 | 期間増減* | 期間平均年増減 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|---------|
| 箇所数 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 9 | 2 | 0.4 |
| 区民数 | 3 | 6 | 4 | 2 | 6 | 21 | 6 | 1.2 |

【B区民のグループ・ケアホーム入居者】H21.7現在【B区内グループ・ケアホーム状況】

| 所在地 | GH/CH数 | 人数 |
|-----|--------|----|
| B区内 | 9 | 21 |
| B区外 | C区 | 1 |
| | D区 | 1 |
| | E区 | 2 |
| | F区 | 1 |
| | G区 | 1 |
| | その他 | 6 |
| 計 | | 12 |
| 合計 | | 21 |
| | | 35 |

| | |
|------|--------------|
| 事業所数 | 4 |
| 箇所数 | 9 |
| 定員 | 生活援助 生活介護 |
| | 9 33 |
| 計 | 42 |

【B区営・区立福祉住宅】

| | | |
|-----|---|---------|
| 単身用 | 2 | 区営1、区立1 |
| 世帯用 | 2 | 区営1、区立1 |

【福祉ホーム1箇所】

| | |
|----------------|------|
| 3年以内の短期・長期自立訓練 | 定員20 |
| 緊急一時保護 | 定員 8 |

6. グループホーム等の高額な開設経費

保護者・家族アンケート集計結果 施設名:

○アンケート対象:現在、利用者と一緒に自宅等で生活している保護者・家族など
(入所施設・グループホーム・ケアホーム生活者、独居自宅生活者は除く)

※回収率以外は、回収数を分母とした%。複数回答で、合計数が回答数を超える場合あり。

部分自動計算

| | | | | | | | | |
|---------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|------|
| 実施時期 | 平成23年 6月 | 配布 | 39 | 回収 | 32 | 回収率 | 82.1% | |
| 援で利し中用して心者い目的をるに自人支宅 | 年齢 | 最高 | 77 | 平均 | 65.9 | | | |
| | 性別 | 男 | 16 | 18.3% | 女 | 26 | 81.3% | |
| | 利用者との関係(続柄等) | 父 | 母 | 兄弟姉妹 | 祖父母 | 叔父叔母 | その他 | |
| | | 6 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 18.8% | 81.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | |
| 中心的に支援している人が高齢や病気等で利用者の支援 | 代りに支援してくれる人 | いる1 | いる1 | いない2 | わからない | | | |
| | | 16 | | 13 | 3 | | | |
| | | 50.0% | | 40.6% | 9.4% | | | |
| | 上記「いる1」場合 | 支援者 | 父 | 母 | 兄弟 | 祖父母 | 叔父叔母 | ヘルパー |
| | | 6 | 4 | 10 | 2 | 1 | 0 | 2 |
| | | 18.8% | 12.5% | 31.3% | 6.3% | 3.1% | 0.0% | 6.3% |
| | 支援期間 | 1週間 | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 半年 | 1年以上 | わからない | |
| | | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 | 9 | |
| | | 6.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 15.6% | 28.1% | |
| | 支援期間を超えた以後の生活の場合 | 兄弟親戚 | グループホーム | ケアホーム | 入所施設 | その他 | | |
| | | 1 | 4 | 5 | 7 | 2 | | |
| | | 3.1% | 12.5% | 15.6% | 21.9% | 6.3% | | |
| | 上記「場がない2」場合 | ホームヘルパー等を利用した単独生活 | できる | できない | わからない | | | |
| | | 0 | | 12 | 2 | | | |
| | | 0.0% | | 37.5% | 6.3% | | | |
| | 今から5年後の自宅生活 | 兄弟親戚 | グループホーム | ケアホーム | 入所施設 | その他 | | |
| | | 0 | 1 | 7 | 6 | 0 | | |
| | | 0.0% | 3.1% | 21.9% | 18.8% | 0.0% | | |
| 意見等 | | 特に問題なし | 困難な可能性がある | 非常に困難 | わからない | | | |
| | | 6 | 12 | 7 | 7 | | | |
| | | 18.8% | 37.5% | 21.9% | 21.9% | | | |
| | | ・家族の支援が出来なくなった時、近くの施設等が一杯だったりするので、数を増やして欲しい。 ・先のことは分かりません。少しずつ自立してほしいと思います。 ・わが子がグループホームかケアホームが良いのかわからない。我が家をホームに提供してもよいと考えている。 ・将来は兄が面倒を見ますが、姉二人は交代で見るようです。 ・地元で一生暮らせる場所が欲しいです。 ・兄弟がいるからといっても、将来見てもられるか分かりません。今のうちに自立できるように教えていかなくてはならないことが沢山あります。 ・現在の状況であれば自宅生活は可能だが、両親の病気等、状況が変わった場合は困難である。 ・母も父も高齢、兄弟はそれぞれ独立する予定なので、ケアホームか入所施設を希望しなくてはならないと思います。 ・5年後、親の健康状態によりますが、特に変化が無ければ自宅でと思っています。 | | | | | | |

保護者・家族アンケート集計結果 施設名:

○アンケート対象:現在、利用者と一緒に自宅等で生活している保護者・家族など

(入所施設・グループホーム・ケアホーム生活者、独居自宅生活者は除く)

※回収率以外は、回収数を分母とした%。複数回答で、合計数が回答数を超える場合あり。

保護者・家族アンケート集計結果

○アンケート対象：現在、利用者と一緒に自宅等で生活している保護者・家族など
(グループホーム・ケアホーム生活者、独居自宅生活者を除く)

※回収率以外は、回収数を分母とした%。複数回答で、合計数が回答数を超える場合あり。

| 所 属 | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------------|--------|---------|-----------|-------|-------|-------|--|
| 実施時期 | 平成23年6月 | 配布 | 50 | 回収 | 33 | 回収率 | 66.0% | |
| 利用者を自宅で中心的に支援している人 | 保護者年齢 | 40～49 | 50～59 | 60～69 | 70～79 | 無回答 | | |
| | | 2 | 10 | 14 | 3 | 4 | | |
| | 保護者性別 | 男 | 0 | 0% | 女 | 33 | 100% | |
| | | 父 | 母 | 兄弟姉妹 | 祖父母 | 叔父叔母 | その他 | |
| | 利用者との関係 (続柄等) | 0 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | |
| 中心的に支援している人が高齢や病気等で利用者の支援ができなくなつたとき | 代りに支援してくれる人 | いる 1 | | いない 2 | | わからない | | |
| | | 10 | | 19 | | 4 | | |
| | | 30.3% | | 57.6% | | 12.1% | | |
| | 支援者 | 父 | 母 | 兄弟 | 祖父母 | 叔父叔母 | ヘルパー | |
| | | 7 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | |
| | | 21.2% | 0.0% | 15.2% | 0.0% | 0.0% | 3.0% | |
| | 支援期間 | 1週間 | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 半年 | 1年以上 | わからない | |
| | | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | |
| | | 6.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 9.1% | 15.2% | |
| | 支援期間を超えた以後の生活の場合 | 兄弟親戚 | グループホーム | ケアホーム | 入所施設 | その他 | | |
| | | 1 | 0 | 4 | 6 | 2 | | |
| | | 3.0% | 0.0% | 12.1% | 18.2% | 6.1% | | |
| | 上記「いい2」場合 | できる | | できない | | わからない | | |
| | | | | 20 | | 3 | | |
| | | | | 60.6% | | 9.1% | | |
| | 単独生活ができる場合の生活の場合 | 兄弟親戚 | グループホーム | ケアホーム | 入所施設 | その他 | | |
| | | 1 | 1 | 7 | 16 | 2 | | |
| | | 3.0% | 3.0% | 21.2% | 48.5% | 6.1% | | |
| 今から5年後の自宅生活 | | 特に問題なし | | 困難な可能性がある | | 非常に困難 | わからない | |
| | | 7 | | 11 | | 3 | 10 | |
| | | 21.2% | | 33.3% | | 9.1% | 30.3% | |

- | | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">・親が元気のうちはみてあげられますが、健康をそこねた時は安心して暮らせる入所施設(大型)が絶対必要です。・今後家族が突発的な入院の時はいつも心配しております。・一日も早く施設に入ってもらい、安心したいです。・重度のケアホーム開設し、今の生活を継続していく為。・本人は神経が細かいので身内のほうが良いと思います。・先の事はわかりませんが、親の方も高齢化してくるので本人にあう所があれば是非と考えております。・私(母)が元気ならば可能ですが何かあれば自宅生活は不可能困難です。・本人も私も病気にならなければ自宅生活ができると思うが…心細い事は確かです。・子供と一緒に入所できる老人ホームと合築の施設があつたらと思います。・保護者が高齢になると親の介護も出てきて、利用者だけの介護だけではすまなくなるので短期的でも支援していただける生活の場があると助かります(ショートステイが少ないので) 緊急で対応していただけるグループホームもあると助かります(短期間)・今は親が元気で仕事ができています。それが止まると困ります。・他の人に預けられるか不安ですが、母の代わりになる人はいません。私が出来る限り頑張るしかないと今は思っていますが、病気になつたり世話出来なくなる日はいずれやってくると覚悟しています。暮らしていける間は、悔いがない様、楽しく笑顔で過ごしていける事を願っています。・入所を希望する時にいつでも入れるように入所施設の充実をお願いします。・ずっと一緒に暮らしてせめて一時間でも後に逝くのが母親としての願いをいつも持っています。一番考えたくない事柄ですが、年々身近になる難題です。アンケートに答えることで、自分自身の心の整理をしなくてはと思います。・私が高齢者なのでこの問題は毎日のように考えています。「あ、今日も終わった！」と綱渡りの生活に大分疲れてきました。・入所施設は全く数が不足してるし、建設しようと思うと広い土地と大きな建物が必要で〇〇億という負担が必要で都心では何棟も設置は不可能である。GH CH を転々と地域に作ることで暮らしの変化を最小限にし地域に暮らし続けられることが理想です。 |
| 意見等 | |

保護者・家族アンケート集計結果 施設名:

○アンケート対象:現在、利用者と一緒に自宅等で生活している保護者・家族など
 (入所施設・グループホーム・ケアホーム生活者、独居自宅生活者は除く)

※回収率以外は、回収数を分母とした%。複数回答で、合計数が回答数を超える場合あり。

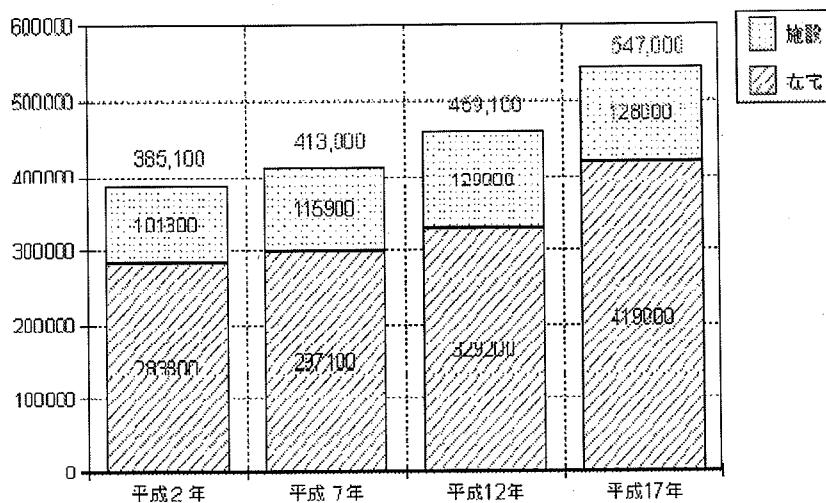
部分自動計算

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 実施時期 | 平成23年 月 | | 配布 | 28 | 回収 | 17 | 回収率 | 60.7% | |
| 援助で利用して心地よい自宅支援 心的に支援していける人が高齢や病気等で利用者の支援 ができるなくなつたとき | 年齢 | | 最高 | 平均 56.5 | | | | | |
| | 性別 | | 男 | 12 | 13% | 女 | 15 | 88.2% | |
| | 利用者との関係(続柄等) | | 父 | 母 | 兄弟姉妹 | 祖父母 | 叔父叔母 | その他 | |
| | 2 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 11.8% | 88.2% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | | | |
| | 代りに支援してくれる人 | | いる1 | いない2 | わからない | | | | |
| | 2 | | 13 | 2 | | | | | |
| | 11.8% | | 76.5% | 11.8% | | | | | |
| 上記「いる1」場合 | 支援者 | | 父 | 母 | 兄弟 | 祖父母 | 叔父叔母 | ヘルパー | その他 |
| | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | | |
| | 5.9% | 5.9% | 11.8% | 0.0% | 0.0% | 5.9% | 0.0% | | |
| | 支援期間 | | 1週間 | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 半年 | 1年以上 | わからない | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | | | |
| | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 11.8% | 0.0% | | | |
| 上記「いらない2」場合 | 支援期間を超えた以後の生活の場 | | 兄弟親戚 | グループホーム | ケアホーム | 入所施設 | その他 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | | | | |
| | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 5.9% | 0.0% | | | | |
| | ホームヘルパー等を利用した単独生活 | | できる | | できない | | わからない | | |
| | 0 | | 15 | | 0 | | | | |
| | 0.0% | | 88.2% | | 0.0% | | | | |
| 単独生活ができない場合の生活の場 | | 兄弟親戚 | グループホーム | ケアホーム | 入所施設 | その他 | | | |
| 1 | 1 | 4 | 13 | 0 | | | | | |
| 5.9% | 5.9% | 23.5% | 76.5% | 0.0% | | | | | |
| 今から5年後の自宅生活 | | 特に問題なし | 困難な可能性がある | 非常に困難 | | わからない | | | |
| 7 | | 2 | 4 | | 3 | | | | |
| 41.2% | | 11.8% | 23.5% | | 17.6% | | | | |
| 意見等 | | <ul style="list-style-type: none"> 親に、急な事さえなければ、5年後はまだ大丈夫と思いますが、長い目で見た時の心配不安はとても大きくあります。今後の支援を手厚くしてもらえる事を切に願います。 入所施設をたくさん増やして欲しい 無職の伯父が同居。子供に入る収入を使われてしまう為、後見人をつける必要がある 両親ともに60代となり、将来の準備の段階に来ていると思う。親が動けるうちに、ケアホーム・入所施設に入ることができ、親も子もその生活に時間を掛けて慣れることができたらと願っている。 5年後も問題なく自宅生活ができると考えているが、両親が、現在と同じ健康、経済状況にある場合のこと。 | | | | | | | |

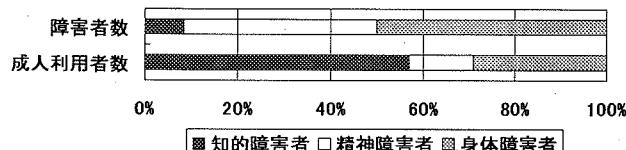
知的障害者の総数

町田福祉園 阿部美樹雄

知的障害者は55万人より多いはず



自立支援法障害福祉サービス利用 過半数が知的障害者

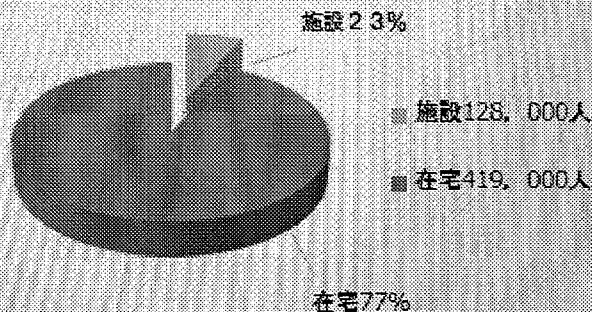


| | 知的障害者 | 精神障害者 | 身体障害者 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 障害者数 | 50万人 | 250万人 | 350万人 |
| 自立支援法 利用者数 | 27万人 | 7万人 | 14万人 |

知的障害者は、最も支援を要する人達である。
障害が重くても軽くても、生涯にわたって支援が必要。
知的発達障害者支援を重視した制度設計を！身体...肢体、視、聴、内部

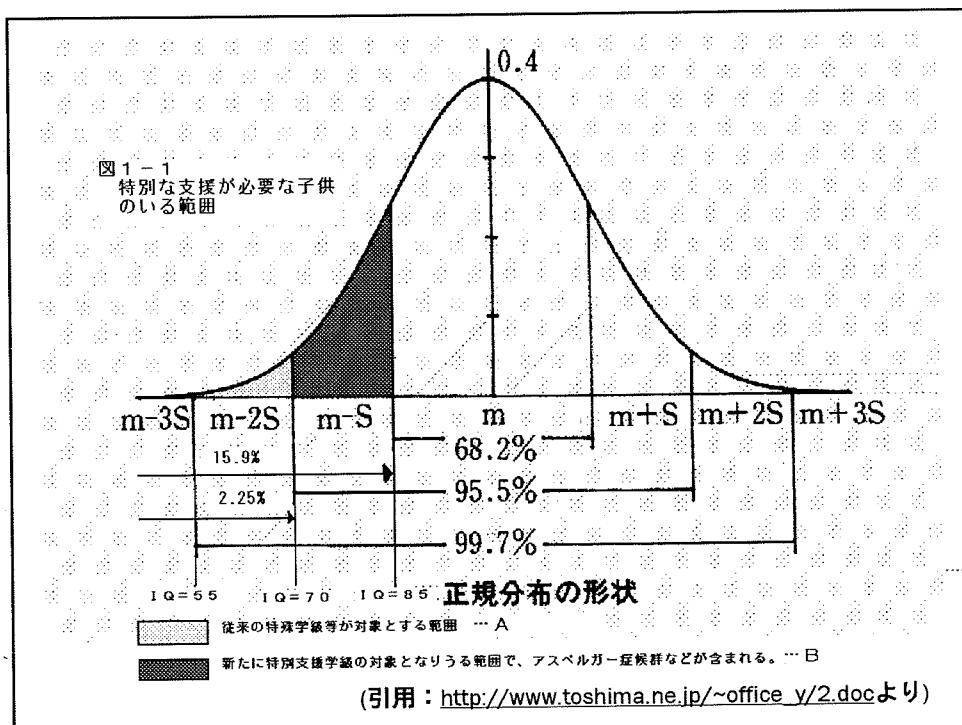
3

知的障害児（者）547,000人 (平成17年度・厚生労働省)



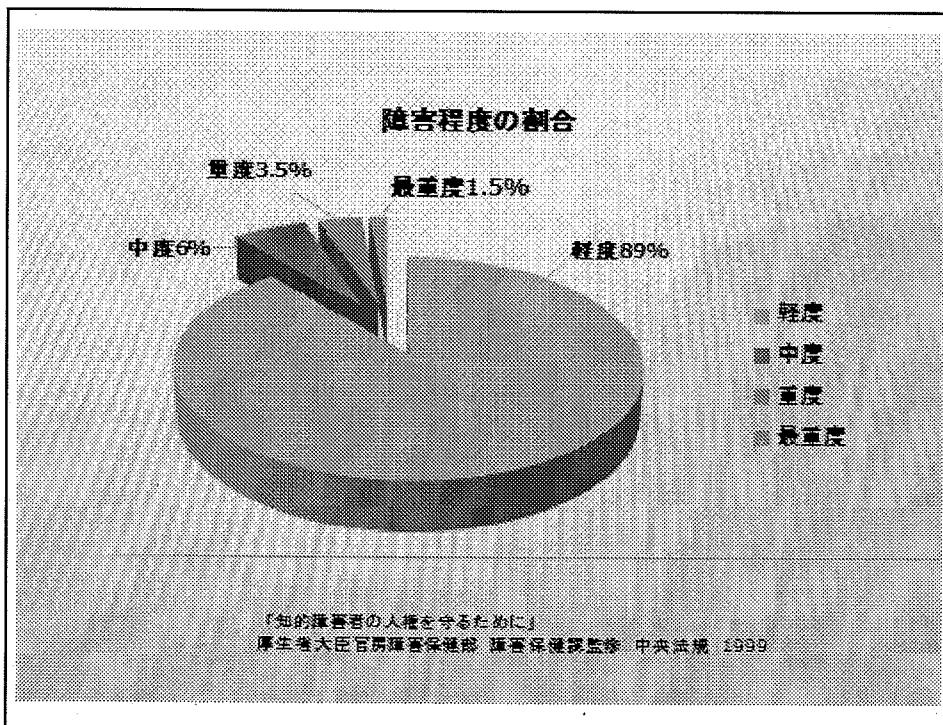
知的障害者はどの程度いるのか

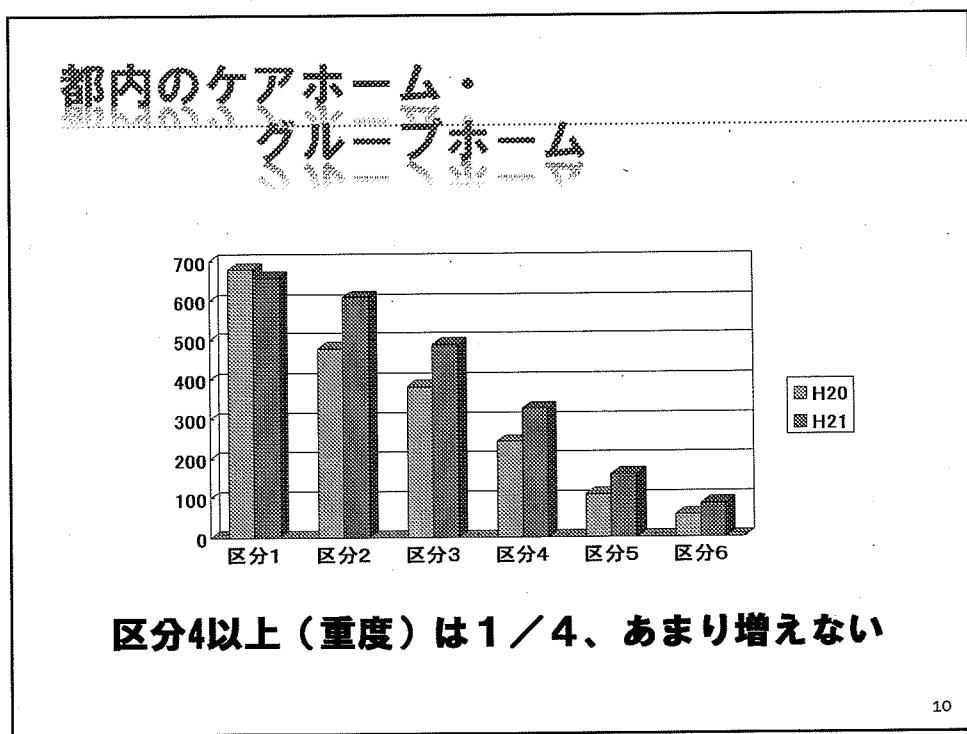
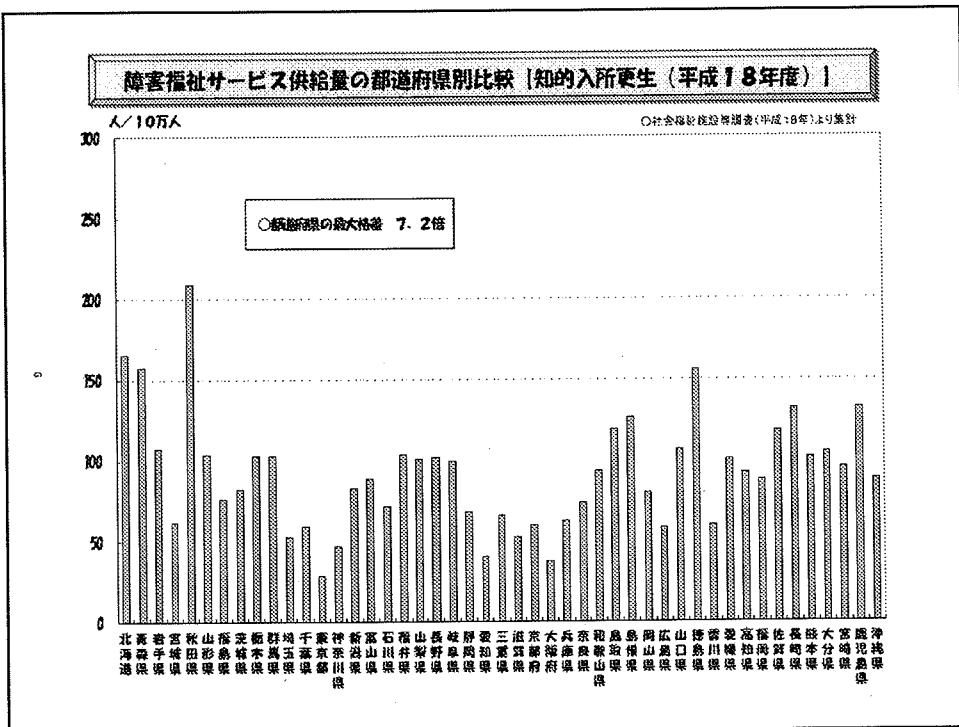
- * IQは平均の100を中心に正規分布すると考えられています。
- * ヒストグラムで見ると下図のとおりとなります。
- * つまりIQ70以下は平均から2SQ以下の部分にあたり、すなわち、正規分布の性質から全体のおよそ2.3%に相当します。



知的障害者の出現率

- * アメリカ 人口2億6千万人
知的障害者 620～750万人 (2.4から2.9%)
- * イギリス 人口の2.0から2.5%
↓ 先進国においては1.5～2.5%とされている
- * 日本 人口1億2千7百万人 知的障害者
55万人 (0.43%) 300万人?
(2.25%)

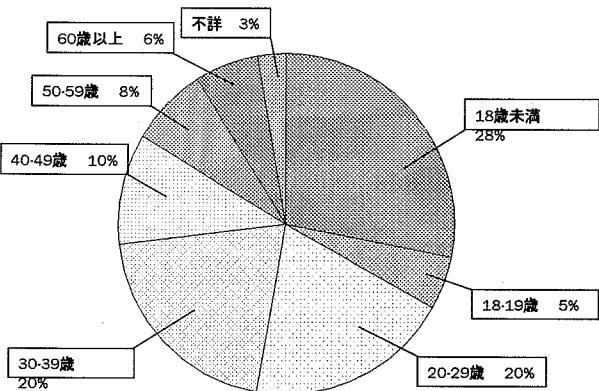




在宅知的障害児（者）年齢分布

在宅知的障害児（者）年齢分布在宅の知的障害児（18歳未満）は
117,300人、知的障害者（18歳以上）は289,500人と総計される
(なお、12,400人の年齢不詳あり)

| | | |
|--------|---------|------------|
| 18歳未満 | 117,300 | 28% |
| 18-19歳 | 20,500 | 5% |
| 20-29歳 | 83,600 | 20% |
| 30-39歳 | 85,000 | 20% |
| 40-49歳 | 43,800 | 10% |
| 50-59歳 | 31,500 | 8% |
| 60歳以上 | 25,000 | 6% |
| 不詳 | 12,100 | 3% |



平成17年度 厚生労働省
知的障害児（者）基礎調査結果

2015年の高齢化社会

*高齢者人口の「ピーク前夜」

→2015年には「団塊世代」が前期高齢者（67～74歳）に達し、
その10年後（2025年）には高齢者人口がピーク（約3500万人）
を迎える。

*認知症高齢者が「250万人」へ

→認知症高齢者（約150万人2009年）が、2015年には250万人になる。

*高齢者の一人暮らし世帯が「570万世帯へ」

→2015年には、高齢世帯は約1,700万世帯に増加。
そのうち一人暮らし世帯は約70万（約33%）に達する。

*今後急速に高齢化するのは都市部

→今後急速に高齢化が進むのは首都圏をはじめとする「都市部」
住まいの問題を含め、高齢化問題は従来と様相が異なってくる。

2011年01月22日付 読売新聞埼玉版

知的障害者施設 入所待機が急増

対処困難で家族高齢化ならず背景

グループホームの入所待機が急増する中、県は「安全確認会員の利用再開」を実現。一方で、施設の新規登録が止まっているなど、対応に苦慮する。県は、施設の新規登録を再開する方針だ。

【県】
「安全確認会員の利用再開」実現
新規登録止まっているなど、対応に苦慮する。
【施設】
新規登録を再開する方針

菌検出 3か月報告せず

県は、施設の新規登録を再開する方針だ。

【県】
新規登録を再開する方針

2011年1月22日

読売新聞
埼玉版
2011, 1,
22

障害者問題は 「住まう場の問題」

首都圏では、すでに福祉のサービスとりわけ住む場・生活の支援を受ける場が不足している。近未来には大きな社会問題になる。

地域福祉と医療と支援センターについて

全国地域生活支援ネットワーク 代表理事 田中正博

はじめに

福祉を進めていく上で、障害のある方の快適な地域生活を福祉だけで提供していく事の難しさを実感している。それは命に対する安心の源にある健康の維持（病気）との関係や年齢を増すごとに難しくなる二次障害への対応は福祉だけでは関わりきれないからである。二次障害の予防や子どもの頃からの日常的な医療ケアなど、暮らしに身近なところで医療の関わりをサポートできる力をもつのが訪問看護ではないかと期待をしている。昼間の活動を考える時、子どもの頃には療育と教育が中心になる。成人移行は生活を支える収入を確保したり、生き甲斐としての社会参加が重要になる。それらと密接に関わりながら命を守る医療と生活を守る福祉の連携は、どの年代を通しても重要である。生涯の安心を届けるプランづくりにおいて、医療と福祉の連携が必要な中で、要の存在として役割を担うのがアウトリーチ可能な訪問看護・往診医療等であると考えている。

ここでは子どもと家族の生活を守る福祉が、どのようにして地域に根差したサポートを構築しようとしているのか、また小児や若年成人などの命と生活の両面をサポートする上で、さらには高齢期を迎えた家族へ、今後の訪問看護に期待することを伝えたいと思う。

高齢者ホームヘルプの実績から障害児者へのホームヘルプの拡大へ

高齢者対応のホームヘルプは、介護保険の制定により全国共通のサービスになったが、障害福祉のホームヘルプは残念ながら全国まちまちの未成熟な仕組みである。小児対応で限れば格差はさらに著しい。ホームヘルプは、基本は高齢者（寝たきりで介護が必要な状態）がモデルであるため、身体介護と家事援助（生活支援）で家庭内での対応が基本とされた。これに相談、移動介護が加わるが、高齢者の移動介護は、やむを得ない外出の病院や公的機関の手続き時のみに利用が可能とされた。これを踏まえて地域での自由な暮らしを求める身体障害者の先駆者達が、施設を出て地域での暮らしを支える際、担い手としての育成にホームヘルプ事業を活用し、高齢者の移動介護の社会参加の弱さを補いつつ、身体介護も生活支援も分けずに長時間関わる日常生活支援事業として進化させた。

知的・精神障害の場合は、身体障害よりも比較するとホームヘルプへの違和感があったが、高齢者をモデルにホームヘルプの活用が始まっている。障害分野では、唯一、重症心身障害児に向けてのみ、20年も前から仕組みはあった。家族の介護負担を軽減する目的だったが、実際には家族がいるなら家族がみるべきと言う暗黙の負の価値（スティグマ）を押しつけられ、家族支援なのに、家族がいるから使えないと言う矛盾を覆せないまま、実際の利用にはつながらないまま時間が過ぎた。現在にも、スティグマはマイナスとして作用し、支給決定の際の勘案事項の家庭状況を斟酌する段取りにおいて、引き継がれている。

また医療ケアを必要とする方への支援は、医療行為として看護師対応が求められるので、資格のないヘルパー対応は医療ケアについて関われないとされるため、止むを得ない対応で始まり必要な支援として進めつつも、獲得すべきノウハウや危機対応への支援は成立せず、地域の基盤整備が進められなかった。この流れを受けて、現在、厚生労働省で進められている「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」では、これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別

養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないか、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されている。こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行う。そして発足した背景がある。まもなく一定の結論を得て具体化に向けて動き出す。

早期老化による機能低下への対応

重症心身障害児は老化が早いと言われている。そのため、骨粗症・側曲・消化機能の低下等二次障害がおこりやすい。このような機能低下を緩やかにする支援が必要な状況は、全国の実態調査によると、通所施設 5,601 名中 313 名 (5.6%) 入所施設では 2,220 名中 96 名 (4.3%) であった。障害種別では、自閉症 889 名中 22 名 (2.5%)、ダウン症 849 名中 68 名 (8.0%)、知的障害 5,957 名中 249 名 (4.2%) であった（重複障害はダブルカウント）。さらには加齢に伴う疾病を抱える状況が加わると、日常の支援は医療行為と密接不可分になり、現状の支援体制では不十分である。ここでも、訪問看護が入ることでリハビリテーション、医療との連携が生まれることで、二次障害予防への対応も期待できる。

地域で早急に求められる老障介護の課題解決

平成 23 年 5 月 13 日に放映された NHK の特報首都圏では、「老障介護」の問題を取り上げていた。『年老いた親が、障害のある子どもの介護を続ける、いわゆる「老障介護」が広がっている。重い障害のある子どもを 30 年・40 年もの長い間、介護している親たち。経済的にも、体力的にも、精神的にも、ぎりぎりの状況で介護を続けている。現在、“障害のある子どもの介護をする親の半数以上が 60 歳を超えて”いる』という調査結果もある。

「老障介護」という現実を変えていくために、いま何が必要なのかを探る。』と言う番組内容で、映像は 2 家族の日常を追いかけていた。どちらも 40 代半ばの知的障害を重複する肢体不自由者を支える家族とその老い。それに伴う日常の介護困難が、今後の在宅生活に暗い影をもたらすと言った切り口だった。この番組の事例では「老障介護」を「日常化する介護困難」の課題と提起した。急激に高齢化に拍車がかかる我が国においては、国民的に多くの共感を呼ぶだろう。併せて「命」の視点でみれば、障害程度が重い程に「医療支援」が必要であることも併せて提起したい。多くの方の共感と理解を得たい。「在宅医療不足」は、常態化する介護困難と同様、障害児者への地域生活支援は「待ったなし」の深刻さなのだ。今回の福島原発の事故が引き起こした放射能被爆の課題と重ねてみざるを得ない。福祉でなんとか対応できる限界は既に来ていることを歯がゆい思いで受け止めている。なので医療には、身近な日常を支援する姿勢を求める。

ある NPO 事業所の提言では、「一昔前なら助からなかった未熟児や、出産時のアクシデントによって生命の危機にさらされた乳幼児が、今は高度の医療によって命を助けられることが多い。命はとりとめたものの重度の障害が残り、医療的ケアが必要だったり、生活上必要なこと全てに介護を受けなければならない。重度の障害のある子の自立とは、いろいろな介護を受けることになれば家庭以外にも活動の場が広がって行く事なので、その意味からも家族だけが介護を抱え込んでしまう状況が続くことは避けなければならぬ

い。どのような支援があつたら重症心身障害のある子どもと家族が、地域で普通に暮らしてゆけるのだろうか。」と綴っている。

具体的には、

1. 医療的バックアップ
2. 生育支援、自律支援、(日中活動の保障)
3. 生活支援 ホームヘルパー、移動支援、入浴サービス、住環境整備
4. 家族支援 一時預かり(一時ケア) レスパイトサービス 親の会(仲間作り)
5. 精神的な支援 寄り添い型の相談支援の必要性。

これらが必要であると考えている。特に「1. 医療的バックアップ」については、特に身近な日常に専門性を送り込める関わりとして、訪問看護ステーションと往診医の拡充に期待したい。

政権交代後の障害者自立支援法の廃案、そして障害者総合福祉法の検討

「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を平成25年8月までに制定するとされている。これまでに本年の1月に「障がい者制度改革推進会議」が開催され、4月には第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催された。6月7日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的方向(第1次意見)」を取りまとめられ、同月29日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定された。

障害者制度改革推進会議が検討し、具体的に改正を行うのは次の内容である。

- ①障害者基本法の抜本改正 ②障害者差別禁止法制のあり方 ③総合福祉法等

この流れは、昨年の政権交代による影響が如実に表れていることは間違いないが、障害福祉における次の流れを踏まえた物でもある。

- ① 1970年代からの当事者運動の歩みとノーマライゼーションへの働きかけ
② 「保護・更生」から「自立・権利」施設から地域自立生活
③ 障害者権利条約と「自立生活・地域社会へのインクルージョン」

そのため今後、「障害のある人達が地域で安心して暮らせる社会」を考えてゆく上では、少子高齢化の右肩下がりで財源が不足する時代に、必要な財源をどのようにして確保するのか。現実的な選択が求められてゆく。

地域に求める安心

安心支援センター

地域支援に関しては、知的・精神は身体障害に比べると残念ながら歴史が浅くスピード感が足らない。また財源が限られた状況では障害分野ごとに特別な手立てよりは、ユニバーサルな支援で必要な専門性を確保する事が現実的である。

全国ネットの方向としては図1に示した安心コールセンターのような仕組みを地域の事情に合わせて構築してゆくことを提案している。具体的には、センター概要に記されている職員配置と設備・機能を、安心コールセンターに全てを配備して機能させる事を求めるものではない。この仕組みを機能させるには、まず個別の事情を受け止める「相談窓口」の機能化が大切で、その機能から見いだされた個別の事情への調整が重要である。対応できる資源がなければ、「自立支援協議会」が地域全体を俯瞰し課題を全体で共有し、地域全体

のステップアップを常にはかって行く段階的な取り組みが重要である。「我が町にはない訪問看護ステーション、確保しきれない医療の専門性、無い仕組みだとしても我が町の問題として受け止め、3年計画で段取っていきましょう。」こんな展開が理想である。

安心コールセンターを具体化して行くために

平成23年度厚生労働省は、「障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業」を特別枠措置100億円で予算化した。図2

【障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業】

(1) 地域移行のための安心生活

①～③の事業について市町村単位で実施 10億円 100カ所

①地域移行推進重点プランの作成

各市町村で障害者が安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプランを作成する。
(地域移行支援計画の作成費)

②地域安心生活支援体制強化事業

プランに基づき、各市町村で夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の事業を面的に一体的に行う体制を整備する。(支援体制を確保するための人員費)

③地域移行特別支援事業

②の事業を市町村が実施するにあたり、障害者が移動支援やコミュニケーション支援等、地域での活動支援を更に必要とする場合にはその経費を重点的に支援する。

(既存の各種事業の必要量を確保)

④精神障害者アウトリーチ(訪問支援)推進事業

各都道府県で地域での精神保健福祉に経験と実績のある多職種チームを設置し、在宅で未治療の者、治療を中断している重症の患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を実施する。

(アウトリーチチームの活動費(人件費等)等)

(2) 地域で暮らす場の整備安心

地域移行する障害者に対応(都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成)

障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム・ケアホーム等の地域で暮らす「住まいの場」や、「日中活動の場」等を整備する。

(グループホーム、ケアホーム/昼夜別で選択して利用できる新体系サービス/就労支援等の日中活動系サービス)

安心コールセンターが具体化する際に小規模多機能な事業所として果たす役割のエッセンスが、「緊急体制整備事業」が示す2つの安心と4つの事業に凝縮されている。3月11日以降、我が国では東日本大震災の復旧復興が大前提となった。多くの財源を要する事態ではあるが、「緊急体制整備事業」を具体化する事とそのプロセスは、今後の障害福祉の地域支援分野においてはとても重要である。地域ごとに小規模分散している事業所が、今後発生が懸念される新たな災害時にも、きっと役立つと期待している。

いくつかの自治体がこのプランの理念に共鳴し具体化して行く事を願って止まない。